

女川町学習塾代等支援事業のご案内

女川町では、子どもの学習機会を確保し、子どもの学力向上及び学習意識の向上を図り、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的として、子どもが学習塾等を利用した際に要する塾代等の一部を補助する制度を設けています。

補助を受けるには、申請・実績報告の手続きが必要となりますので、所定の用紙において手続きしてください。

1 対象となる期間

年度内での月謝・入会金が対象となります。

2 補助の対象者

町内に住所を有する、4歳から18歳のお子さんをお持ちの保護者

(対象者には、4月以降申請に係る申請書類等を送付します。)

3 対象となる事業と補助額

補助対象区分	習い事の例	補助額上限
第1号	学習塾、家庭教師、通信教育等	5,000円
第2号	スポーツ、習字、そろばん、ピアノ等	3,000円
両方		5,000円

※ただし、女川向学館については、本補助金の対象外です。

第1号及び第2号のように、学習塾や習い事などに係る※1月謝・※2入会金が対象となりますが、補助額が異なりますのでご注意ください。また、月謝が補助額上限以下の場合には、実際に支払いをした金額を補助します。

お子さん一人で両方の習い事をしている場合は、月額5,000円が補助金の上限となります。(重複して補助金を受け取ることはできません。)

※1 月謝には、教材費や管理費等は含まれません。

※2 入会金には、年会費や事務手数料等は含まれません。

また、習い事一つにつき一度限りの補助となります。

4 補助金の交付方法

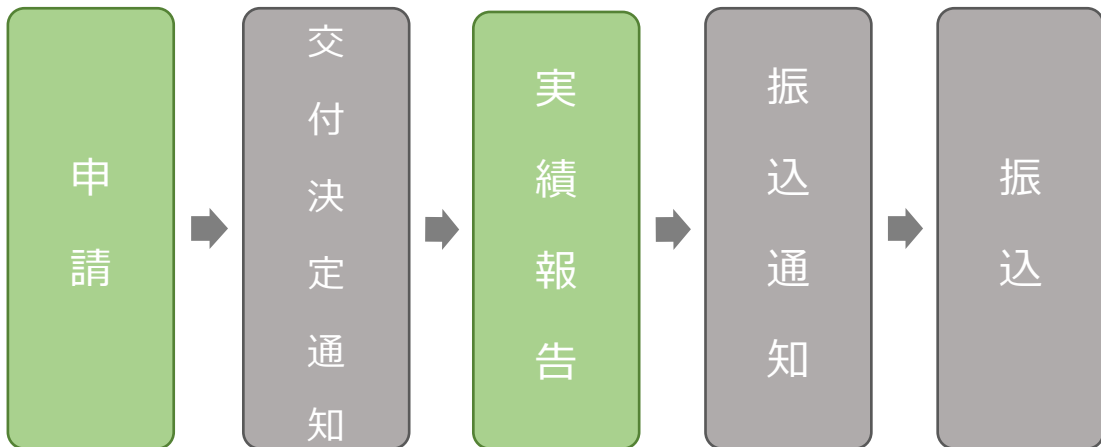
補助金の交付は実績報告に基づき、指定口座へ振込みます。振込み方法は、下記の方法から申請手続きの際に選択してください。

※提出期日までに実績報告の提出がない場合は、補助金の支払いができませんので、手続き漏れにご注意ください。

〈振込み方法〉

- ① 年1回（4月）の振込みを希望
- ② 年2回（10月・4月）の振込みを希望
- ③ 毎月の振込みを希望

5 申請から振込みまでの流れ



※ 保護者の方に行ってもらう手続き

(1) 学習塾等に入会。(新規、前年度からの継続可)

(2) 申請手続き：年度内（3月上旬まで随時受付）

※申請書提出の際には、月謝等がわかる書類を添付してください。

提出された申請書は内容の確認を行います。確認には多少時間を要しますので予めご了承ください。

また、内容確認後に申請者あて交付決定通知書を郵送します。お手元に届きましたら内容をご確認ください。

(3) 実績報告手続き：年度末まで

※実績報告書などの提出が必要です。実績報告がない場合は、申請書が提出されていても補助金の交付ができませんので、忘れずに手続きしてください。

【実績報告の提出期日】

①年1回（4月）の振込みを希望する場合 → 3月31日まで

②年2回（10月・4月）の振込みを希望する場合

→ 10月振込み（9月月謝分まで）は10月10日まで

4月振込み（3月月謝分まで）は3月31日まで

③毎月の振込みを希望する場合 → 翌月10日まで

※提出期日が閉庁日の場合は前日開庁日まで

（4）補助金の振込み

提出いただいた実績報告に基づき、指定口座に補助金の振込みをします。

6 その他

- ・女川小・中学校に在籍する児童生徒については、小・中学校を通して申請書を提出していただくことも可能です。

※ただし、実績報告は小・中学校を経由せずに下記担当窓口まで提出してください。

- ・必要に応じて、申請された学習塾等に通塾状況などを確認することがありますのでご了承ください。
- ・申請書受理後に送付される交付決定通知書は、最後の振込みが終了するまで保管してください。

7 担当窓口

女川町教育委員会教育局 学務係

[TEL:0225-54-3133](tel:0225-54-3133)（直通）